

広島県告示第八百八十六号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
公立くい病院	三原市久井町江木五〇番地一	平成二十三年九月三〇日